民 生 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年 10 月 21 日（水）
　　午前 10 時
場所　第三委員会室）

○　所管事項の報告について

１　陸上自衛隊八戸駐屯地所在部隊の改編について

２　地域防災パートナーシップ協定の締結について

民　生　協　議　会　資　料
令和２年　10　月　21　日
市民防災部防災危機管理課

陸上自衛隊八戸駐屯地所在部隊の改編について

１．概要

・防衛省では、平成 30 年 12 月に策定した「防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画」に基づき、南西地域の防衛体制強化を進めている

・八戸駐屯地所在部隊については、令和３年度に第４地対艦ミサイル連隊の１個中隊及び整備部隊の一部を廃止予定

２．定員

・令和２年度末：約 1,550 人

・令和３年度末：約 1,500 人

（参考）八戸駐屯地の定員推移

	令和２年度	令和３年度（見込）
主要部隊等	・第９施設大隊 ・第９後方支援連隊 ・第４地対艦ミサイル連隊（３個中隊） ・第 101 高射特科隊 等	・第９施設大隊 ・第９後方支援連隊 ・第４地対艦ミサイル連隊（２個中隊） ・第 101 高射特科隊 等
定　員	約 1,550 人	約 1,500 人

民生協議会資料
令和２年10月21日
市民防災部防災危機管理課

地域防災パートナーシップ協定の締結について

１　協定締結の目的

市内で災害や事故その他市民生活に影響を与える事態が発生した場合（又は発生が予想される場合）に、災害に関する情報を市の放送要請に基づきテレビやラジオ等で放送して災害による被害の軽減及び市民の不安解消を図り、市民生活の安全を確保するとともに、平時から相互に協力することによって地域の防災力を強化することを目的とする。

２　協定締結の相手方

青森放送株式会社　代表取締役社長　　山本　恒太

３　協定の主な内容

⑴　放送の要請、実施及び費用の負担（協定第３条、第５条及び第８条）

市は、災害が発生し災害情報の提供が必要と判断した場合は、青森放送に対して放送の要請を行う。青森放送は市から要請を受けた事項について放送形式、内容、時刻等を決定して市に連絡し、その放送に努める。なお、市の要請に基づく放送は無償で行い、放送に係る費用を市に請求しない。

⑵　要請の対象となる災害情報（協定第３条）

①　災害による避難情報に関する事項
②　被害及び復旧状況に関する事項
③　避難所、救護所等の開設状況に関する事項
④　学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
⑤　帰宅困難者への対応に関する事項
⑥　水、物資等の支給に関する事項
⑦　公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
⑧　広く市民に提供することが必要な被災者支援情報及び生活関連情報に関する事項
⑨　その他市が特に必要と認める事項

⑶　平時の協力（協定第９条）

平時から市民の防災意識を高める活動及び情報交換に関し、次に掲げる事項について相互に協力し、災害に備えるものとする。

①　過去の災害の資料映像の提供に関する事項
②　防災の講演会、教室等の開催に関する事項
③　番組等の防災関連コンテンツの展開に関する事項
④　その他市及び青森放送が必要と認める事項

４　締結年月日

令和２年10月20日（火）